

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

| | | |
|---------------------------------------|-------|----|
| 公 告 ○ 三重県教育委員会表彰規則の規定による表彰者 | 教育総務課 | 1頁 |
| ○ 平成30年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施 | 教職員課 | 1頁 |
| お知らせ ○ 教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示 | 教育財務課 | 6頁 |

公 告

三重県教育委員会表彰規則（昭和25年三重県教育委員会規則第33号）第2条の規定により次の者を教育功労者として平成29年11月7日に表彰しました。

平成29年11月17日

三重県教育委員会

| | |
|-----------------|--------|
| 1 社会教育功労 | 東福寺 一郎 |
| 三重県社会教育委員（会議座長） | |
| 2 学術文化功労 | 菅原 洋一 |
| 元三重県文化財保護審議会会長 | |
| 3 学校保健功労 | 北川 弘二 |
| 学校歯科医 | |

平成30年度三重県立学校実習助手採用選考試験を次のとおり実施する。

平成29年11月9日

三重県教育委員会

【1】 趣旨

この選考試験は、平成30年度の三重県立学校実習助手の採用にあたり、資質に富み、使命感にあふれ、意欲ある人材を選考するために実施します。

【2】 実習助手として求める人物像

- * 教育に対する情熱と使命感をもつ人
- * 実験・実習に関して専門的知識・技能をもつ人
- * 自立した社会人としての豊かな人間性をもつ人

【3】 選考種別

- 1 一般選考
- 2 障がい者を対象とした特別選考

【4】 一般選考

1 募集する校種、教科等

| 校種 | 教科・科目 | 採用見込数 |
|-------|-----------------|-------|
| 高等学 校 | 農業 | 2名 |
| | 工業（機械系〈自動車を含む〉） | 3名 |
| | 工業（電気・電子・情報系） | 1名 |
| | 商業 | 1名 |

○ 教科・科目区分の一つに限り受験することができます。また、受験申込後の変更は認めません。

2 申込資格

次の各号のいずれにも該当する人とします。

(1) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人

(参考：【4】6(1)アの注)

(2) 昭和33年4月2日以降に生まれた人

(3) 校種及び教科・科目の区分ごとに、次に示す所有免許状、資格等の要件のいずれかに該当する人又は平成30年3月31日までに該当する見込の人

| 校種 | 教科・科目 | 所 有 免 許 状 ・ 資 格 等 *1*2 |
|-------|---------------------|---|
| 高等学 校 | 農業 | ①農業に係る高等学校教諭普通免許状を有する人 ②農業に係る大学の学部・学科を卒業した人 |
| | 工業 (機械系〈自動車を含む〉) | ①工業に係る高等学校教諭普通免許状を有する人 ②工業（機械系〈自動車を含む〉）に係る大学の学部・学科を卒業した人 |
| | 工業 (電気・電子・情報系) | ①工業に係る高等学校教諭普通免許状を有する人 ②工業（電気・電子・情報系）に係る大学の学部・学科を卒業した人 |
| | 商業 | ①商業に係る高等学校教諭普通免許状を有する人 ②商業に係る大学の学部・学科を卒業した人 |

*1 免許状の有効期間の満了日や、免許更新講習の修了確認期限を確認してください。

*2 ②の資格で受験した人は、採用後に実務経験を基礎資格として担当教科に関する「実習を担当する教諭の免許状」を取得することが必要となります。

※ 日本国籍を有しない人も受験できます。

3 選考試験の期日及び試験会場

(1) 期日 平成29年12月16日（土）

9時00分から9時30分まで 受付

9時40分から11時40分まで 筆答試験、小論文

12時30分から17時頃まで 面接

(2) 会場 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県吉田山会館

4 受験上の注意事項

(1) 受験票は試験当日受付において交付します。

(2) 試験当日は、次のものを持参してください。

筆記用具、時計、昼食、

返信用封筒（92円切手を貼った長形3号封筒）

表面には、郵便番号、住所、名前・様付

裏面左下には、「〒514 8570 津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 教職員課 制度・採用・免許班」と記入

・ 電子申請により申し込んだ人は、受付で、写真（3cm×4cm、3ヶ月以内に撮影したもの）を提出してください。写真裏面には名前を記入してください。

・ 農業、工業の受験者は関数電卓を、商業の受験者はそろばん又は電卓（多機能付きでないもの）を用意してください。（使用を認めるか否かは当日指示します。）

(3) 試験当日は、必ず公共交通機関を利用してください。

- (4) 試験開始時刻に遅れた場合は受験できません。
- (5) 携帯電話等は試験会場に入る前に電源を切ってください。
- (6) 地震等の非常災害発生等により試験実施を変更する場合があります。その場合は、下掲の「QRコード」からつながる三重県教員採用のウェブサイトに、非常災害時の緊急連絡等を掲載します。情報は12月15日(金)9時以降、随時更新されるので確認してください。
- ★右の「QRコード」は、三重県教員採用のウェブサイトのURL (<http://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.shtml>) です。



5 選考試験の内容及び選考方法

(1) 試験の配点と内容

| 試験項目 | 配点 | 内 容 |
|------|------|---|
| 筆答試験 | 100点 | 実習助手として必要な一般教養、教職教養及び教科等専門について試験を行います。 |
| 小論文 | 100点 | 職務に必要な思考力・判断力等について試験を行います。(各教科・科目共通とします。) |
| 面接 | 200点 | 個別面接による試験を行います。 |

(2) 選考方法

すべての試験項目について平均点等により定めた基準を満たす受験者の中から、総合的に選考します。

(3) 選考結果の通知

選考試験の結果は、試験当日指定する日に合格者の受験番号を県庁玄関掲示板に掲示するほか、受験者全員に文書で通知します。

また、あわせて三重県教員採用のウェブサイト (<http://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.shtml>) に合格者の受験番号を掲載します。なお、受験者全員に合否とともに、試験項目ごとの得点を通知します。

6 採用及び勤務条件

(1) 採用

- ・ 合格者は、原則として平成30年4月1日に採用します。
- ・ 地方公務員法第22条第1項の規定により、採用時から6ヶ月間を条件付採用とし、この間良好な成績で勤務したときに正式に採用するものとします。
- ・ 選考試験に合格し、その後採用が内定した人であっても、次のア～ウのいずれかに該当する場合は、採用資格を失います。
ア 学校教育法第9条もしくは地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当することとなった場合（注）
イ 平成30年3月31日までに、教科・科目の区分ごとに申込要件として示された免許状、資格等を取得することができない場合
ウ 日本国籍を有しない人で、在留資格（教育）を必要とする人が、平成30年3月31日までにこれを得できない場合

（注） 学校教育法第9条、地方公務員法第16条に定める欠格条項

- 成年被後見人又は被保佐人
- 禁錮以上の刑に処せられた者
- 教育職員免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 教育職員免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 勤務条件

- ・ 給与 三重県の公立学校職員の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。
- ・ 勤務時間 原則として 8時30分～17時00分（月曜日～金曜日） 7時間45分

7 申込手続き

電子申請による申込方法について

| | |
|------|--|
| 申込方法 | 下記のURLにアクセスし、その指示にしたがって申し込んでください。 三重県教員採用のウェブサイト URL http://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.shtml 申込にあたっては、各自のメールアドレスが必要になります。事前にメールアドレスを取得してください。携帯電話のアドレスは使用できません。 申込内容を印刷するために、プリンタが必要になります。 |
| 受付期間 | 平成29年11月10日（金）～同年12月1日（金）17時まで |

郵送による申込方法について

「三重県立学校実習助手採用選考試験申込書」に必要事項を記入のうえ、申込書を角形2号（33cm×24cm程度の大きさ）の封筒に入れ、封筒の表に「実習助手採用選考試験申込書在中」と朱書きし、「簡易書留」として郵送してください。

申込受付期間 平成29年11月10日（金）～同年12月1日（金） 当日消印有効

申込先 〒514 8570 津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班 採用担当

【5】 障がい者を対象とした特別選考

1 募集する校種、教科等

一般選考と同じとします。

2 申込資格

一般選考の申込資格に加えて、実習助手としての職務の遂行が介助者なしに可能な人で、かつ次の(1)～(3)のいずれかに該当する人。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの人。
- (2) 精神保健福祉手帳の交付を受けている人。
- (3) 療育手帳の交付を受けている人。

3 選考試験実施等について

- (1) 試験項目は、一般選考と同じです。
- (2) 試験実施にあたり配慮を必要とする場合は、申込書の所定欄にその旨を詳しく記入してください。記載内容を確認し検討のうえ、必要に応じて試験項目の代替、免除等の措置を講じます。
- (3) 選考方法については、一般選考に準じます。選考試験の期日、試験会場、受験上の注意事項、選考結果の通知、採用及び勤務条件については、一般選考と同じです。

4 申込手続き

- (1) 「身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳いずれかの写し（交付番号、等級・区分、障害名の記載された部分）」を提出してください。電子申請による申込の場合は、画像データとして添付するか、申込期間内に郵送で簡易書留として提出してください。郵送による申込の場合は、申込書に添付して提出してください。
- (2) 他の申込手続きは、一般選考に準じます。

【6】 その他

- (1) 障がいにより、試験会場において配慮を必要とする場合は、申込書の所定欄に記入するとともに、三重県教育委員会事務局教職員課まで申し出てください。
- (2) 郵便で申込書類を請求する場合は、あて先を明記し92円切手を貼った返信用封筒（長形3号）を同封し、三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班まで申し込んでください。

【7】 情報公開、問い合わせ先等

三重県立学校実習助手採用選考試験にかかる情報公開について

平成30年度三重県立学校実習助手採用選考試験の問題等について、次の要領により開示します。

1 開示する問題等

筆答試験（問題と正解）

小論文（問題）

2 開示方法

1月10日以降、三重県情報公開・個人情報総合窓口において閲覧できます。

（津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎1階/TEL 059 224 2073）

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

写しを希望する場合は、コピー代金（1枚10円）が必要となります。

なお、過去に実施した試験問題についても、実施後5年間、同様に開示します。

★ 受験に関する問い合わせ先

問い合わせ先：三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班 採用担当

電話 059 224 2959 FAX 059 224 3040

E mail kyo syok@pref.mie.jp

また、教員採用選考試験に関するご案内は、下記のウェブサイトで紹介しています。

URL <http://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.shtml>

★ 書類の送付先

〒514 8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班 採用担当

○書類提出の際は角形2号（33cm×24cm程度の大きさ）又は長形3号（23.5cm×12.0cm）の封筒を使用してください。

〔参考資料〕過去3年間の三重県立学校実習助手採用選考試験の受験者数及び合格者数

| 採用年度 | | 平成29年度 | | 平成28年度 | | 平成27年度 | |
|------------------|---------------|--------|------|--------|------|--------|------|
| 校種・教科・科目 | | 受験者数 | 合格者数 | 受験者数 | 合格者数 | 受験者数 | 合格者数 |
| 高 等 学 校 | 理科 | | | 13 | 2 | 15 | 2 |
| | 家庭 | 11 | 1 | 2 | 1 | | |
| | 農業 | 5 | 1 | 8 | 2 | 11 | 2 |
| | 工業（機械系） | 8 | 2 | 7 | 2 | 8 | 3 |
| | 工業（電気・電子・情報系） | 6 | 2 | | | | |
| | 工業（建築系） | | | 5 | 1 | | |
| | 工業（デザイン系） | | | 1 | 1 | | |
| | 商業 | | | | | | |
| 特 支 | 自立活動 | 15 | 2 | | | | |

(注) ・平成29年度とは、平成28年度中に実施した選考試験です。

・各年度の受験者数及び合格者数には、特別選考による受験者及び合格者数を含みます。

お 知 ら せ

平成29年11月17日付け三重県公報第2956号に、教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示が次のように掲載されました。

三重県告示第790号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成29年11月17日

三重県知事 鈴木英敬

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1第14号の項（B）の欄及び（C）の欄中「児童又は生徒」を「児童生徒又は就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。）」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、平成29年度分の補助金等から適用する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社